

改正後

(法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途)
第十一条の五 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途
のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。以下同
じ。)の使用するタンカーとする。

(燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶)
第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定め
る船舶は、国際航海に従事する船舶(陸上自衛隊又は海上自衛隊の使
用する船舶を除く。)であつて総トン数四百トン以上のものとする。

(揮発性物質放出規制対象船舶)
第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定
める船舶は、次に掲げる船舶(陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する
船舶を除く。)であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有
機化合物を放出する貨物の積込みを行うものうち、貨物の積込み
の状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。
一〜三 (略)

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適
用除外)
第十二条の十七の十五 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定め
る特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶と
する。

2 (略)

(法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶)

改正前

(法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途)
第十一条の五 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途
のものは、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用するタンカーと
する。

(燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶)
第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定め
る船舶は、国際航海に従事する船舶(海上自衛隊(防衛大学校を含
む。)の使用する船舶を除く。)であつて総トン数四百トン以上のも
のとする。

(揮発性物質放出規制対象船舶)
第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定
める船舶は、次に掲げる船舶(海上自衛隊(防衛大学校を含む。))の
使用する船舶を除く。)であつて、揮発性物質放出規制港湾において
揮発性有機化合物を放出する貨物の積込みを行うものうち、貨物
の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。
一〜三 (略)

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適
用除外)
第十二条の十七の十五 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定め
る特別の用途のものは、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用す
る船舶とする。

2 (略)

(法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶)

○国土交通省令第六十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第八条の二第一項、第十九条の四第一項、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十四第一項、第十九条の二十五第一項、第十九条の三十五の三、第十九条の三十六及び第十九条の三十八の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第三十三条の十二 法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一・二 (略)

第三十三条の十二 法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）とする。

一・二 (略)

。は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

- 一 (略)
- 二 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
- 三・四 (略)

(中間検査)

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一 国際航海に従事する船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	(略)	(略)
二 国際航海に従事しない船舶(有害水バラス)	第一種中間検査(有害水バ)	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目

。は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

- 一 (略)
- 二 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶
- 三・四 (略)

(中間検査)

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一 国際航海に従事する船舶(有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。))にあつては国際航海に従事しないものを含む。)	(略)	(略)
二 前号の上欄に掲げる船舶以外の船舶	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月

改正後

(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。以下同じ。)の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
- 二 引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶
- 三 通常は日本国領海等のみを航行する船舶であつて、臨時に単一の国際航海の用に供するもの

(検査対象船舶)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

6 (略)

7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶(第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く

改正前

(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶
- 二 引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶(新設)

(検査対象船舶)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

6 (略)

7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶(第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く

<p>三 前二号の上欄に掲げる船舶以外の船舶</p>		<p>トの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）に限る。</p>
<p>第一種中間検査</p>	<p>第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）</p>	<p>ラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下この条において「有害水バラスト排出防止設備等」という。）に係るものに限る。</p>
<p>海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月</p>	<p>検査基準日の前後三月以内（当該時期に第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）を受ける場合を除く。）</p>	<p>又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内</p> <p>海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間</p>

を経過する日から三十九月を経過する日までの間



(略)	第一項の表第三号の上欄に掲げる船舶				
(略)	第一項の表第三号の下欄				
(略)	第一項の表第三号の間	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から三十九月を経過する日までの間	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から三十九月を経過する日までの間	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日又は三回目もしくは三回目の検査基準日の前後三月以内	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日又は三回目もしくは三回目の検査基準日の前後三月以内
(略)	第一項の表第三号の間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査(有害水バラスト排出防止設備等に係るものを除く。)に合格した日から起算して三十九月を経過する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査(有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。)に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内	て三月を経過した日
(略)					
(略)					
(略)					

附 則

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。